

工業系公設試験研究機関における機器利用料金の 構成府県内企業に対する取り扱いについて

資料5

H23.6.25 大阪府

○現状

構成府県の公設試験研究機関の一部においては、自府県内の産業振興の観点から、他府県利用者に対し機器利用料金等の1.2倍～2倍の割増しを設定している。

割増率

滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	徳島県
2倍	1.5倍	なし	なし	1.2倍	2倍
条例で制定	規則で制定			条例で制定	条例で制定

○対応（案）

関西広域連合の公設試験研究機関が連携して、域内企業の利便性向上を図るとともに、施設・設備のより効率的・効果的な運用を図るため、構成府県内企業の利用料金について、自府県並みとする。
(H24年4月1日までに実施)

○構成府県の課題

- ・他の構成府県内の企業にかかる手数料等収入が減額になるため、財政的な面から理解が得られにくい。
- ・構成府県にかかる利用料金を減じた場合の粗い試算(H21年度ベース)

滋賀県 8,752万円→8,108万円 (▲644万円)

京都府 3,669万円→3,535万円 (▲134万円)

和歌山県 4,594万円→4,484万円 (▲110万円)

徳島県 3,017万円→2,957万円 (▲60万円)

※徳島県についてはH23年度実施のため、H21年度の収入実績をもとに、他府県を2倍と仮定した場合の影響額を記載。

※割増し料金を設定している4府県においては、東日本大震災の支援策として、被災地企業については、暫定的に自府県と同じ利用料金を適用中。